

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		就学指定校変更
根拠条例・規則等名		学校教育法施行令
条 項		第 8 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 学校教育部 学事課（電話：048-829-1648）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	別添「就学指定校変更・区域外就学許可基準」のとおり
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 5 年 1 1 月 8 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

就学指定校変更・区域外就学許可基準

(R5.11.8改正)

さいたま市では住所に基づいて就学する学校を指定しています(以下、指定された学校を「指定校」と言います)。指定校以外への就学については、『就学指定校変更・区域外就学許可基準』に示した事由に該当する場合のみ可能となります。なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますので承知ください。

事由区分	区分詳細	許可条件・必要書類・備考	許可期間(最長)	申請先
転居 (市内→市内) 【指定校変更】 転出 (市内→市外) 【区域外就学】	転居・転出後も引き続き従前の学校に通学希望	通学の方法と経路について、在籍中の学校と合意済であること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
小学校の指定校変更による中学校入学	指定校変更許可を受けた小学校からの進学先中学校に通学希望	(中学入学前年の12月頃に在籍小学校を通じて希望を確認しています)	卒業まで	学事課 ・ 区民課
兄弟姉妹	兄弟姉妹が就学している学校へ就学を希望	入学時(転入学時)時点で、兄弟姉妹が在籍していること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
転居予定 【指定校変更】	市内に在住で、引越し予定先の学区の学校への通学を希望	許可開始希望日から1年以内の引越し見込が確認できること (建築請負契約書・賃貸借契約書等で、引渡・入居の予定日を確認します)	転居予定期日まで	学事課 ・ 区民課
転入予定 【区域外就学】	市外に在住で、引越し予定先の学区の学校への通学を希望	同上	転入予定期日まで	学事課 ★事前に要連絡
疾病等	疾病や障害で指定校への通学が困難なため、最も近い学校への就学を希望	医師の診断書	卒業まで	学事課 ★事前に要連絡
留守家庭 ※小学校のみ	共働き等により児童の帰宅時に保護者が不在で、通学区域外の祖父母宅等へ預けなければならないため、預かり先住所の指定校に通学を希望	勤務証明書 申立書兼誓約書 等	卒業まで	学事課 ・ 区民課
	共働き等により児童の帰宅時に保護者が不在で通学区域内の放課後児童クラブAへ入室申し込みしたが落選してしまい、やむを得ず通学区域外の放課後児童クラブBに入所となったため、Bの所在地の指定校への通学を希望【注】	放課後児童クラブ入室決定通知書	卒業まで	学事課 ★事前に要連絡
特定地域 (指定校以外の学校を選択できる地域)	特定地域の設定により選択可能となっている学校への通学を希望	特定地域内に居住していること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	必要書類の有無は状況に応じて教育委員会が決定する	事由の解消まで	学事課 ★事前に要連絡

【注】 放課後児童クラブの入室を申し込む場合、第1希望は通学区域内の公設放課後児童クラブのみとなります。通学区域内に公設放課後児童クラブがなく、通学区域外の公設放課後児童クラブBに入所となり、Bの所在地の指定校への通学を希望する場合も含まれます。
ただし、令和6年度「さいたま市放課後子ども居場所事業」の対象校(栄小、鈴谷小、岸町小、新和小)の通学区域内に居住の児童は当該事由による変更はできません。

許可条件

- 通学方法・経路については学校と協議し合意を得ていること。
- 許可期間終了後は居住地の指定校に就学する。